

# インフルエンザワクチンの予防接種について

インフルエンザとは・・・

インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

症状は、主に突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などですが、他にのどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。

予防接種をうけることにより、インフルエンザウイルスの感染を予防したり、症状を軽くすることができます。また、インフルエンザウイルスによる合併症や死亡を予防することが期待できます。

## 《予防接種に行く前に確認してください》

### ■予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に体温が37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人  
〔急性の病気で薬を飲む必要がある人は、その後の病気の变化がわからなくなる可能性もあるため、その日は見合わせるのが原則です〕
- ③ インフルエンザの予防接種でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- ④ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した人

### ■予防接種要注意者

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
- ② 過去にけいれんの既往のある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人

○必要性や副反応についてよく理解したうえで受けましょう。

○気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に質問しましょう。

○十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

○予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。

接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

その他、ご不明な点はお問い合わせください。

## 《予防接種を受けた後の注意事項》

- ① 接種後24時間は副反応の出現に注意しましょう。特に接種直後30分以内は健康状態の変化に注意しましょう。
- ② 予防接種当日（接種後1時間経過後）の入浴は差し支えありません。
- ③ 接種後は、接種部位を清潔に保ち、過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化を来す恐れがあるので、接種後24時間は避けましょう。
- ④ 接種後、接種部位の異常反応や体調変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

### ★重大な副反応★

ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。

その他、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、肝機能障害、黄疸、喘息発作があらわれる等の報告があります。

### ★その他の副反応★

過敏症：まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。

全身症状：発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失する。

局所症状：発赤、腫脹、疼痛等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失します。

## 《予防接種健康被害救済制度について》

インフルエンザの予防接種による健康被害者からの健康被害救済制度に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市区町村長は健康被害に対する給付を行う。給付内容の種類は以下のとおり。

### ア. 医療費

予防接種による健康被害について要した医療費の自己負担について給付する。

ただし、その医療費は病院又は診療所に入院を要すると認められる程度の医療費とする。

### イ. 医療手当

予防接種による健康被害について医療を受けた場合、入院通院等に必要な諸経費として月を単位として支給する。

### ウ. 障害年金

予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある者に対し、障害の程度に応じて支給する。

### エ. 遺族年金

予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。

（支給は10年間を限度とする）

### オ. 遺族一時金

予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。

### カ. 埋葬料

予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行う者に対して支給する。

注1：インフルエンザにおける医療費・医療手当の請求期限は、対象となる費用の支払いが行われた時から5年とする。  
（平成20年政令第147号）

注2：遺族年金及び遺族一時金の請求期限は、2年又は5年とする。